

平成27年

東部知多衛生組合議会
第1回定例会会議録

平成27年2月6日（金）開会

平成27年2月6日（金）閉会

東部知多衛生組合

平成27年東部知多衛生組合議会第1回定例会会議録

平成27年東部知多衛生組合議会第1回定例会は、平成27年2月6日東部知多クリーンセンター議場に招集された。

1 応招議員

1 番 鈴木 隆 2 番 上西正雄 3 番 浅田茂彦
4 番 堀田勝司 5 番 平野敬祐 6 番 前山美恵子
7 番 森本康夫 8 番 田崎守人 9 番 高橋和夫
10 番 大村文俊 11 番 竹内一美 12 番 渡辺 功

2 不応招議員

なし

3 出席議員

応招議員と同じ

4 欠席議員

不応招議員と同じ

5 開閉の日時

平成27年2月6日（金）午前10時00分 開会

平成27年2月6日（金）午前11時42分 閉会

6 傍聴者

なし

7 地方自治法第121条の規定により会議に説明のため出席した者

管理者 久野孝保 副管理者 石川英明 副管理者代理 栞原孝典
副管理者代理 間瀬政好 副管理者 岡村秀人 監査委員 古橋洋一
会計管理者 福井芳信

事務局長 高場智明 業務課長 久米繁治 総務課長 杉浦尚二
業務課長補佐 久野尚志 総務課長補佐 加藤博之 副主幹 福島智宏
庶務係長 浅田貴志 施設建設整備係長 外山紀元

8 職務のため議場に出席した者

書記 高場智明 書記 杉浦尚二 書記 加藤博之

9 議事日程

| | | |
|------|-------|-----------------------------|
| 日程第1 | | 議席の指定 |
| 日程第2 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第3 | | 会期の決定 |
| 日程第4 | 選挙第1号 | 議会運営委員会委員（委員長）の選任について |
| 日程第5 | | 一般質問 |
| 日程第6 | 報告第1号 | 例月出納検査報告について |
| | 報告第2号 | 定期監査報告について |
| 日程第7 | 議案第1号 | 平成26年度東部知多衛生組合一般会計補正予算（第1号） |
| 日程第8 | 議案第2号 | 工事請負契約の変更について |
| 日程第9 | 議案第3号 | 平成27年度東部知多衛生組合一般会計予算 |

○議長（鈴木 隆）

皆さん、おはようございます。

平成26年度も残すところ1か月余りとなり、各市町におかれましては、3月定例会を間近に控えまして何かとお忙しい中、組合議会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

会議に先立ちまして、ご報告をさせていただきます。豊明市議会より選出されておりました、当組合議員であり、議会運営委員会委員長でありました伊藤 清氏が、昨年12月19日付けで、諸般の都合により組合議員を辞職する旨の申し出があり、これを許可いたしました。この伊藤清氏の辞職に伴いまして、豊明市議会選出の組合議員に欠員が生じまして、同日付けで平野敬祐議員が新たに組合議員として選任されました。後ほど改めて、議席の指定及び議会運営委員会委員等の選任を行ってまいりますので、よろしく願いいたします。

ここで、豊明市議会より新たに選出されました、平野敬祐議員をご紹介申し上げますので、一言ご挨拶をお願いいたします。

○組合議員（平野敬祐）

皆さん、おはようございます。

ただ今ご紹介いただきました、豊明市議会の平野敬祐と申します。

年度末の交代ということで大変恐縮に存じますけれども、何卒よろしく願い申し上げます。

○議長（鈴木 隆）

引続きまして、私事で誠に恐縮でございますが、過日、私の母が11月18日に亡くなりました折には、葬儀並びに告別式にご会葬いただきまして、誠にありがとうございました。心からお礼申し上げます。

それでは、引き続き会議に先立ちまして、報告をさせていただきます。

管理者から全員協議会の開催要望があり、先ほどの議会運営委員会に諮りまして、開催の了解をいただきました。定例会終了後、全員協議会を開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

これより議事に入ります。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。

よって、平成27年東部知多衛生組合議会第1回定例会は成立しますので、開会いたします。

なお、地方自治法第121条の規定により、管理者以下、組合関係職員に出席を求めましたので、ご報告いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付しました議事日程表により進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

ここで、管理者からご挨拶を願います。

○管理者（久野孝保）

皆さん、おはようございます。

本日は、大変お忙しい中、平成27年東部知多衛生組合議会第1回定例会にご参集賜りまして誠にありがとうございます。

本、定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今日の環境行政の現状は、これまでの、大量生産・大量消費型の経済社会構造を見直し、環境への負荷が、できる限り低減された循環型社会の構築に向けた、法律・制度の整備が進められ、更なる環境配慮、減量化、再生利用等の推進が求められ、環境に負荷を欠けない持続可能で真に豊かな社会の構築に向けた取組みが重要視されております。

このような状況下の中で、当組合では、環境に配慮した、新たなごみ処理施設の供用開始を平成31年度として、この間は日々発生する一般廃棄物を滞りなく安全に安定した効率的な処理・処分ができるように努めているところでございます。

議員の皆様方におかれましては、何卒、今後ともご指導とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

さて、本日の定例会にご提案申し上げます案件は、平成26年度の補正予算、工事請負契約の変更と平成27年度当初予算の議案3件を提出いたしております。

また、定例会終了後には、全員協議会を開催させていただき、「平成27年度から29年度までの実施計画」をご報告させていただきたいと存じます。引き続き組合議員の皆様方には、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

なお、議案等の内容につきましては、順次ご説明させていただきますが、慎重審査の上、お認め賜りますようお願い申し上げます、開会のご挨拶とさせていただきます。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木 隆）

日程第1、指定第1号「議席の指定」を行います。

議席の指定は、会議規則第3条第2項の規定により議長において、5番 平野敬祐議員と指定いたします。

日程第2、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第84条の規定により議長において、5番 平野敬祐議員及び9番 高橋和夫議員を指名します。

日程第3、「会期の決定」を議題とします。

おはかりいたします。

本、定例会の会期は、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本、定例会の会期は、本日1日と決定しました。

日程第4、選挙第1号「議会運営委員会委員の選任について」を議題とします。

議会運営委員については、議会運営委員会条例第5条の規定により議長において、豊明市選出の平野敬祐議員を指名いたします。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、ただ今指名しました、平野敬祐議員を議会運営委員会委員に選任することに決定しました。

おはかりいたします。

ここで、現在、当委員会は、委員長が欠けた状態となっておりますので、議会運営委員会条例第6条の規定により、委員長の互選を行うため、「暫時休憩」をしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、この際、「暫時休憩」とします。

午前10時 7分休憩

午前10時12分再開

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、議会運営委員会の委員長が決まりましたので、報告いたします。

議会運営委員会委員長は、平野敬祐議員に決定しましたので、よろしく願いいたします。

それでは、引き続き議事を進めます。

日程第5、「一般質問」を行います。

一般質問の時間制限等につきましては、あらかじめ議会運営委員会におきまして、確認されております。

それぞれ申し合わせ事項に従いまして、進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

6番、前山美恵子議員、自席にてお願いいたします。

○6番議員（前山美恵子）

おはようございます。議長よりお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

まず、1点目の質問であります。ガス化溶融炉に関して懸念される諸問題について、質問をいたします。当衛生組合での次期焼却炉建設が、いよいよ27年度から開始されようとしています。ところで、私がこの衛生組合の議員になる前に、焼却施設がシャフト炉式ガス化溶融炉と決定されており、決定に加わらなかったことから、今になってと言われるかもしれませんが、この溶融炉の建設について、改めて問い直したいと思い質問を用意した次第でございます。もともと溶融炉の欠点は、CO₂の発生が増加すること、そして爆発事故が多いこと、建設費が高いこと、ランニングコストが高いこと、等々が以前から指摘されてきました。それに加えて、昨年、会計検査院が行った調査では、全国で2012年までに設置された102基の灰溶融炉のうち、16基

が1年以上使用されていなかったという報道がされました。理由として、重油など燃料費が嵩むこと、熔融スラグの引き取り手がないということと、焼却灰は溶かして固めなくても業者が引き取ってくれるというので、熔融炉を使う理由が見当たらないというものです。そこで、本衛生組合で建設予定のシャフト炉式ガス化熔融炉について、心配になり質問をする次第であります。

そこで、1点目に質問として、新しく導入予定の熔融炉のランニングコスト、これはどれだけ見込んでいるのでしょうか。2点目に熔融スラグの引き取り手、引き取り先は確保されているのでしょうか。ご答弁ください。

2点目の質問として、当組合議会の議員についてであります。これは各自治体3人ずつ、内1人が議長となっております。組合規約には、組合議会の議員の定数は12人とし、組合市町ごとの定数は3人とする。組合議員は、組合市町の議会において選挙された議員をもって充てられておりますが、間接選挙で選ばれてくることとなります。そのため、各市町で限られた議員しか出られないわけですが、地域住民の生活に関わりが深い、ごみ焼却の事務を行う組合議会だけに、多様な議員の選出が望まれます。そこで、まず本組合においても、議長の充て職を外して構成すべきではないかと考えますが、この申し合わせに明記してはどうでしょうか。その見解をお聞かせください。

3点目の質問ですが、国は第三次循環型社会形成基本計画を昨年閣議決定をし、ごみ減量化を推進しているところです。ごみ減量化のためには、生ごみや剪定枝などのたい肥化が欠かせませんが、更に事業系のごみとして、食堂の残飯などの資源化などを積極的に進めていく必要がありますが、残念ながら進んでいないのが現状であります。当組合は、構成市町の調整役として、また現場を預かる立場として、2050年の温室効果ガス80パーセント削減に向けて、構成市町や業者に要請することも必要ではないかと考えられますが、その見解についてお聞かせください。

○議長（鈴木 隆）

それでは、答弁を願います。管理者。

○管理者（久野孝保）

最初に、私から基本的な事項をお答えしまして、個々のご質問につきましては、事務局長からご答弁させますので、よろしく願いいたします。

3点のご質問の内、1点目及び3点目のご質問につきましては、関連性がございますので、一括して私からお答えさせていただきます。

ガス化熔融炉に関して懸念される諸問題につきましては、ごみの焼却灰を高温で溶かし資源化する灰熔融炉施設が、運営コストが高いことなどを理由に1年以上休止している施設があることの報道については、承知しております。この報道後の平成26年10月8日付けでは、愛知県環

境部資源循環推進課長名の事務連絡により、長期にわたって使用されていない溶融固化施設に関して、今後の継続的な使用の再開等に向けた対応方針を検討するよう事業主体に促すと共に、今後の交付金事業、溶融スラグの利用方針について影響する可能性があるため、適切に対応するよう通知を受けているところでございます。現在、東部知多衛生組合では、ごみ焼却施設から発生する焼却灰及び飛灰などの焼却残渣や破碎後の不燃物につきましては、全量を公共が関与する最終処分場や民間の最終処分場に埋立処分を委ねているのが現状でございます。

平成31年度に供用開始を目指します、新ごみ焼却施設につきましては、焼却灰の減容化・資源化を図ることは勿論のこと、ごみ焼却処理施設整備に係る基本方針となる「安全・安心で信頼される施設」、「環境に配慮した施設」、「循環型社会・低炭素社会形成の拠点となる施設」、「費用対効果を考慮した経済性に優れた施設」などが大前提でございますので、構成市町と連携を図り、この一大重要事業を、慎重かつ計画的に進めていくとともに、ごみの更なる減量化についても努めてまいりたいと存じますので、議員の皆様におかれましては、一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

個々の質問につきましては、事務局長から答弁させますので、よろしく申し上げます。

○議長（鈴木 隆）

事務局長。

○事務局長（高場智明）

それでは、1点目のガス化溶融施設に関し、懸念される諸事項についてお答えいたします。

昨年、会計検査院が環境省に対し「溶融固化施設の運用及び維持管理並びに溶融スラグの利用について」の是正改善処置の要求及び意見表示を行っています。

その内容を見ますと、焼却施設に灰溶融化施設を設置した施設において、運転経費が多額であることや、溶融スラグの利用状況が進まないことから、灰処分方法の変更や使用中止、補修コストが高額であるため、補修を行わず使用中止するなど、灰溶融化施設を使用していない自治体や、生成した溶融スラグの大半を、利用することなく埋立処分している自治体が見受けられております。

当組合が、ごみ処理方式の選定を行った有識者で構成する「ごみ焼却施設技術検討委員会」では、ガス化溶融施設の中のシャフト炉方式においては、災害時の実績等により、安全停止、再起動への対応性の高さ、熱分解、ガス化と溶融を一体で行う方式で、構造が比較的簡単であることから、焼却施設がコンパクトで運転管理も比較的容易である。また、安定した溶融スラグが生成されるため、多くの事例においてスラグの有効利用実績が多く、リサイクル性に優れている点が評価されました。

一方、維持管理等の運営費につきまして、発注・契約段階で精査する必要がある旨の提言がなされております。

ランニングコストに関して言えば、検討委員会におきまして、最終的に比較検討いたしました「ストーカ式+灰溶融炉」、「ガス化溶融炉一体方式」及び「ガス化溶融炉分離方式」の中では、ランニングコストの大半を占める維持管理費（法定点検や定期点検に要する費用、故障・点検結果による維持補修費等）については、「ガス化溶融炉一体方式」が一番安価であるという結論が出ております。

当組合では、現在、学識経験者を含みます「ごみ処理施設建設工事プロポーザル審査委員会」を設置して、公募型プロポーザル方式を採用し、契約に向け準備を進めておるところでございます。2月20日には、冒頭で管理者がお答えいただきましたが、この施設整備の基本方針であります「安全・安心で信頼される施設」、「環境に配慮した施設」、「循環型社会・低炭素社会形成の拠点となる施設」、「費用対効果を考慮した経済性に優れた施設」を目指します技術提案を受けることとなっておりますが、その中には、ランニングコストに関する事項も設定いたしておりますので、審査委員会におきまして内容を審査し、組合にとって最も適合性の高い事業者を選択してまいる所存でございます。

2点目のご質問、「組合議会議員の選出に関して」。組合議員は現在、構成市町の議長が充て職で選出されており、議長を除き構成すべきと考えるについて、お答えを申し上げます。

組合議員の選出につきましては、東部知多衛生組合同規約第6条「組合議員は構成市町の議会において選挙された議員をもって充てる」の規定に基づきまして選出されております。この組合同規約において規定する選挙の方法につきましては、構成市町によりそれぞれ違いがございますが、構成市町の議長さんを含めた組合議員の選出がなされております。また、近隣地域となります、知多地域、西三河地域の一部事務組合等におきましても、当組合と同様の組合同規約の規定の中で、構成市町の議長さんを含めまして組合議員が選出されているのが現状でございます。

従いまして、従前どおり、議長さんを含めました組合議員の皆様でお願いをいたしたいと考えております。

最後に、3点目のご質問でございます。

当組合は、ごみ、し尿を共同で処理をすることを目的で設立されております。構成市町から搬入されるごみを、安定的かつ安全に、適正で確実な処理処分を行っていくことが使命であると認識いたしております。

ごみの減量化につきましては、それぞれ構成市町が一般廃棄物処理計画を作成しており、その中で、ごみの発生量、処理方法、処理量及び排出抑制の施策などを公表しております。各市町ともその施策に沿ってごみの減量に向かって取り組んでいただいていると考えております。

組合といたしましては、構成市町と連携を図りながら、ごみ処理計画の目標に沿って、ごみの減量化に努めてまいりたいと考えております。

以上で終わります。

○議長（鈴木 隆）

答弁は、終わりました。6番、前山美恵子議員。

○6番議員（前山美恵子）

ご答弁ありがとうございました。

では、1点目の方から再質問をしたいと思います。シャフト炉式ガス化溶融炉を選択をされた理由が、安定して、一番安価でということで、そういう理由で検討委員会では選択をされました。ちょうど処理施設が変わり目で、溶融炉に変えられていく過程が、こちらの方の焼却施設と寿命が、時期が一致しているということで、溶融炉の選択をされたと思うのですが、今の時代ですとこれからはリサイクル、3Rを進めるということで、溶融炉の設置を義務付けもされておられませんので、焼却施設だけ建設するところも、今増えているのが現状です。それは、溶融炉を使うことによって、コストが相当かかるということが一番の理由として挙げられているのですが、停止している八千代市では、スラグにしなくても業者が引き取ってくれることから、わざわざスラグにしなくてもいいのではないかと。それから、その当時は処分場がなかなかなくて、処分場の土地もないものですから、やむなくごみの減量化を図らなくてはいけないという、そういう時代に溶融炉が導入されたと理解しているのですが、今の時代は最終処分場もできまして、リサイクルも進んでいることで、溶融炉の必要性がだんだん薄くなってきたというのが現状ではないかなと思うのですが、そういうところで衛生組合のシャフト炉式ガス化溶融炉の建設がかかってきたものですから、これから高い維持管理費をかけて25年位続くのかと思うと大変心配になってきたものですから、質問をさせていただきました。そういうことを考えると、ランニングコストも溶融スラグの引き取り先もお答えをいただけていないのですが、結果的に今の現状では、まだ分らない、まだ出ないということなのでしょうか。お聞かせをいただきたいと思います。本当は、溶融炉については見直しをしていただけたらということで質問を用意しましたが、とても無理だと思うのですけれど、そういう点では指摘をさせていただきます。

それから、2点目の議長の充て職についてなのですが、本当は、こういう衛生組合の議会というのは直接選挙が望ましい訳ですが、間接選挙で議会から選出しています。議長さんは大変お忙

しい方だから、あちらの議会にもこちらの議会にもこの会議にもというふうで、そういう中で日程調整をしないといけないわけですから、広く議員の方に出ていただく方が望ましい。それから、議長さんが充て職になっていきますと、様々な議案についても反対しにくいこともあるのではないかと、申し入れにできたらと思うのですが。再度ご無理でしたら仕方ございません。

それから、3点目の質問なのですが、ガス化溶融炉の導入のきっかけと、今の3Rを進めている循環型社会形成。その計画によって、地球温暖化の問題が新たに出てきたものですから、それを考えると2050年に温室効果ガスを80パーセント削減することになると、このエリアでどれだけリサイクルやリユースを進めなければいけないかということになるのですが、構成市町、4自治体あるわけですから、いいこともやってるし、工夫をしてやっているところもあります。折角、構成市町がこうやってあるわけですから、お互いに影響し合うことが大切ではないか。それを衛生組合の方で指導権を取ってやっていただけたら。各市町に大変言いにくいでしょうけど、これはお願いできないかなというふうで。再度ご答弁が同じになるかもしれませんが、お聞かせをいただきたいと思います。

○議長（鈴木 隆）

答弁願います、事務局長。

○事務局長（高場智明）

それでは、一番最初のスラグの関係でございます。溶融スラグについて、灰のまま引取るというお話があることは、私存じ上げておりませんので分かりませんが、処分場自体は決して充足しているわけではございませんので、処分場が増えてきたから溶融スラグにする必要はないと論点にはならないかなと思っております。それから、溶融スラグにつきましては、現在はまだ事業者が確定しておりませんので、具体的にどうやって引き取っていただくかということにつきましては、ここではお示しすることができません。しかしながら、参加希望者に対しまして、私どもが示しております技術提案書の中には、スラグ、メタルの有効利用促進についての具体的な提言を求めています。また、発注仕様書につきましては、溶融スラグの基準として、JIS規格に適合するものであることを条件としております。会計検査院の意見でございますけれども、JIS規格に適合させることによりまして、売却先の確保ですとか、公共事業における建設、建築資材等として供給する事業自体も多数見受けられておるところでございます。従いまして、当組合におきましても、JIS規格に適合する品質を確保することによりまして、スラグの引き取り先は十分確保できると、このように認識いたしておるところでございます。それから、ランニングコストにつきましては、議員が仰られたように、まだ具体的に数字が上がりません。と申しますのは、機械そのものが動き出しますのが平成31年になります。今の物価上昇、人件費の上

昇等を鑑みただ中で具体的にランニングコストがこれくらいになるよと申し上げることができませんけれども、維持管理費の中での人件費ですとか運転経費につきましては、ある程度は見込むことができると思います。その他に、施設の保全計画を組合の方で定めまして、維持補修管理につきましては、事業者と相談しながら適正な運営管理を進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それから、3点目の温暖化の問題を答弁させていただきます。まず、CO₂の排出基準につきましては、環境省から廃棄物処理部門におきます温室効果ガス排出抑制等の指針が出されておりました、その中で施設の処理方法、処理方式及び処理能力毎に計算式がございます。その中で目安とする値が提示されております。組合の発注仕様書の中で、この目安となる値を満たすことを条件として提示しておりますので、よろしくお願い申し上げます。CO₂の排出につきましては、単に焼却することにより発生するCO₂の量だけを考える訳ではございません。焼却によりまして、発電を自己利用することにより電力会社から購入する電力を減らしたり、逆に余った余剰電力を電力会社に売却することなども考える中で、電力会社の発電を削減することができるということですので、この辺りを差引きを比較対象していく必要があるのではないかと考えております。

それから、他市町に指導的にPRをとということですが、繰り返しになるかもしれませんが、構成市町につきましては、それぞれ皆様方の現状の中で、ごみ減量に努めていただいているとこのように考えております。組合といたしましては、現在の所、改めて構成市町の皆様方にいろいろとお願いをしなければならないという状況であるという認識はありませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

充て職の件につきましては、申し訳ございませんが、先程ご答弁した内容を変更させていただくものではございませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（鈴木 隆）

時間がまいりましたので、これにて「一般質問」を終わります。

日程第6、「諸報告」を行います。

お手元に報告第1号及び第2号が配付してありますので、検査に当たりました監査委員を代表して、古橋監査委員より補足説明を願います。

○監査委員（古橋洋一）

ご指名をいただきましたので、報告第1号及び第2号の補足説明を申し上げます。

報告第1号につきましては、地方自治法第235条の2第1項の規定により例月出納検査を実施いたしましたので、同条第3項の規定により、その結果を議会に報告するものであります。

内容につきましては、検査の対象欄に記載されておりますように、平成26年度7月分から12月分にかかる現金出納並びに公金の収納状況を平成26年9月30日、10月22日、11月19日、12月18日及び平成27年1月20日に、それぞれ関係者の出席を得まして、例月出納検査表をもとに関係諸帳簿と指定金融機関発行の残高証明書により照合検査したものでございます。

検査の結果につきましては、計数並びに証拠書類等については適正に処理されていることを認めました。

なお、詳細につきましては、御手元に配付してございます検査報告書をご一読いただきたいと思っております。

続きまして、報告第2号につきまして補足説明を申し上げます。

報告第2号につきましては、地方自治法第199条第4項の規定により定期監査を実施いたしましたので、同条第9項の規定によりその結果を議会に報告するものであります。

内容につきましては、平成26年4月から9月までにかかる予算執行事務、契約事務、財産管理事務について、平成26年11月19日に定期監査を実施したものでございます。

監査の結果につきましては、総体的に良好な処理がなされていることを認めたものでございます。

詳細につきましては、報告書のとおりでございますので、ご一読いただきたいと思っております。

以上、簡単ではございますが、これで補足説明を終わります。

○議長（鈴木 隆）

これにて諸報告を終わります。

日程第7、議案第1号「平成26年度東部知多衛生組合一般会計補正予算第1号」及び日程第8、議案第2号「工事請負契約の変更について」を、会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を願います。

○管理者（久野孝保）

それでは、議案第1号及び議案第2号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第1号「平成26年度東部知多衛生組合一般会計補正予算第1号」の提案理由のご説明を申し上げます。

提案理由といたしましては、地方自治法第218条第1項の規定に基づきまして、補正予算を調整し、議会に提出するものでございます。

議案の第1条にございますように、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、

41,990千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ、2,015,060千円とするものでございます。

第2条は、継続費の変更による補正で、第3条は地方債の変更による補正でございます。

続きまして、議案第2号「工事請負契約の変更について」、提案理由のご説明を申し上げます。提案理由といたしましては、平成25年東部知多衛生組合議会第1回臨時会におきまして議決をいただきました、最終処分場土木施設建設工事に係る工事請負契約について、契約内容を変更するため、東部知多衛生組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

内容の詳細につきましては、事務局長からそれぞれ説明させますので、よろしくご審議のうえ、お認め賜りますようお願い申し上げます。

○事務局長（高場智明）

それでは、議案第1号及び議案第2号につきまして、内容のご説明を申し上げます。

まず、議案第1号「平成26年度東部知多衛生組合一般会計補正予算第1号」の内容のご説明を申し上げますので、補正予算書3ページをご覧くださいと存じます。

第2表の継続費補正は、最終処分場建設事業に係ります土木施設建設工事の変更金額にあわせまして、26年度の年割額を変更するものでございます。

第3表の地方債補正は、最終処分場建設事業債に係ります地方債の限度額の変更でございます。続きまして、7ページをご覧くださいと存じます。

歳入からご説明申し上げます。

1款分担金及び負担金1目負担金は70,343千円の減額、率にして5.7パーセントの減額でございます。この減額の主な理由は、歳入はクリーンセンター施設使用料、財産収入と繰越金等の整理、歳出では不用額等の整理などにより減額となったものでございます。

各市町の負担金の減額につきましては、説明欄のとおりでございます。

2款使用料及び手数料2目クリーンセンター使用料の施設使用料は7,200千円の増額でございます。

当初、有料ごみの年間搬入量を、家庭系ごみ1,740トン、事業系ごみ10,560トン、トータル12,300トンと見込んでおりましたが、事業系有料ごみの搬入量が増加傾向に転じているため、事業系ごみの搬入量を480トン増とし、最終12,780トンとなる見込みで積算しております。

3款国庫補助金3,036千円の減額は、最終処分場整備費補助金に係る循環型社会形成推進交付金の決定額の変更による減額で、交付金の補助率は対象事業費の3分の1となっております。

4 款財産収入 2 項 1 目生産品売払収入は、2,580 千円の増額でございます。

これは、不燃ごみ処理施設から回収されます鉄とアルミの売払収入で、鉄の回収量は若干増えておりますが、鉄、アルミとも売却単価が上昇しておりますので増額するものでございます。

なお、売却単価は、鉄は機械選別・手選別ともにトン当たり 19,000 円が 22,800 円、アルミの機械選別は 50,000 円が 57,600 円、アルミの手選別は 80,000 円が 99,600 円となる見込みで積算いたしました。

次に 8 ページの 5 款繰越金 22,309 千円の増額は、前年度からの繰越金でございます。

7 款組合債 700 千円の減額は、最終処分場建設事業債に係ります地方債の変更による減額でございます。

次に、9 ページの歳出についてご説明申し上げます。

2 款総務費 1 項 1 目一般管理費は 451 千円の増額でございます。

職員手当 157 千円の増額は、給与改定に伴う通勤手当と期末勤勉手当による増額でございます。事務機器借上料 294 千円は、コピー使用量が見込みを上回ったため増額するものでございます。

2 目財産管理費は 241 千円の減額で、これは委託 3 件の契約残の整理でございます。

3 款衛生費 1 項 1 目浄化センター管理費は 27,717 千円の減額でございます。職員給料 193 千円と職員手当等 52 千円の増額は、給与改定に伴う増額でございます。需用費の 12,100 千円の減額の内、消耗品費 9,600 千円の減額は、薬剤使用量の減少によるもので、光熱水費 2,500 千円の減額は、電気使用量の減少による減額でございます。委託料 3,232 千円の減額は委託 7 件の契約残の整理でございます。

10 ページをご覧ください。使用料及び賃借料の下水道使用料 2,000 千円の減額は、下水道使用量が見込みを下回ったことによる減額でございます。工事請負費 10,630 千円の減額は、工事 7 件の契約残の整理で、この工事 7 件分の平均請負率は、90.9 パーセントでございました。

2 目クリーンセンター管理費は 36,689 千円の減額でございます。職員給料 22 千円と職員手当等 317 千円の増額は、給与改定に伴う増額でございます。需用費の光熱水費 4,420 千円の減額は、電気使用量及び水道使用量の減少による減額で、委託料 16,245 千円の減額は、委託 6 件の契約残の整理でございます。

次に 11 ページの工事請負費 16,193 千円の減額は、工事 11 件の契約残の整理で、この工事 11 件分の平均請負率は、89.5 パーセントでございました。公課費 170 千円の減額は、汚染負荷量賦課金の単価が見込みを下回ったことによる減額でございます。

次に3目洲崎最終処分場管理費62千円の減額は、委託1件の契約残の整理でございます。

2項1目温水プール管理費は1,646千円の増額で、この主な要因は、需用費による増額でございます。

次のページの需用費の光熱水費2,220千円の増額は、電気使用量及び水道使用量が見込みを上回ったため増額をするものでございます。委託料708千円の減額は委託4件の契約残の整理で、使用料及び賃借料の下水道使用料300千円の増額は、下水道使用量が見込みを上回ったことによる増額でございます。工事請負費166千円の減額は、工事2件の契約残の整理でございます。

4款事業費1目ごみ処理施設建設事業費40千円の増額は、プロポーザル審査委員会に係る謝礼金の増額でございます。

次に2目最終処分場建設事業費は22,941千円の増額でございます。委託料400千円の減額は、委託1件の契約残の整理で、工事請負費29,831千円の増額は、最終処分場土木施設建設工事の工事内容の変更による増額であります。

増額となった主な要因は、残土処理費約20,700千円及び良質な保護土作成費、約13,080千円ではありますが、これらを除くものにつきましては、昨年2月定例会におきましてもご説明いたしました。変更が見込まれると想定し、当初予算におきまして変更額を見込んで予算計上させていただいておりますので、それ以外に発生いたしました追加工事費との差額となります。29,831千円を増額するものであります。

なお、最終処分場建設工事に係る補正後の財源内訳については、別にお配りしております補正予算の概要の最後のページに記載しておりますので、お目通しをお願いいたします。

次に備品購入費6,490千円の減額は、大東最終処分場で使用する油圧ショベルの購入残額を整理するものであります。

次に5款公債費2目利子の2,359千円の減額は、平成25年度分の最終処分場建設事業債に係る償還利子で、当初1.3パーセントと見込んでおりました利率が0.7パーセントと見込みが下回ったため減額するものでございます。

また、14ページ以降は、給与費明細書、継続費及び地方債に関する調書でございますのでお目通しをお願いいたします。

なお、参考資料といたしまして、平成26年度補正予算の概要と負担金明細表を配付してございますのでよろしくをお願いいたします。

続きまして、議案第2号「工事請負契約の変更について」、内容のご説明を申し上げます。

議案第2号関係の参考資料は、議案の裏面以降にございますので、併せてご覧いただきたいと思います。

内容につきましては、平成27年度供用開始を目指しております最終処分場建設に係る土木施設工事におきまして、工事内容を変更したことによる契約内容の変更を行うものでございます。

変更の詳細理由及び内容としましては、「変更概要」及び「変更理由」に示したとおりですが、変更理由について具体的にご説明申し上げます。

先ず、1点目の現場詳細調査の結果によるものとしましては、当初設計では、西側及び北側の擁壁基礎工事は、高圧送電線の下以外は、すべて杭基礎で施工する予定でしたが、着手前に実際に杭施工する箇所でチェックボーリングを行ったところ、杭の支持層が非常に深い箇所が多くあり、経済性を検討した結果、当初の設計どおりの工法では不経済であると判断し、北側については擁壁位置を移動し、施工方法を地盤改良工事に変更し、また西側では杭の長さを伸ばす工法に変更したことによるものでございます。

次に、2点目の他事業との調整の結果によるものとしまして、中部電力の高圧送電線との離隔協議により計画どおりの擁壁の高さを確保することが困難であったため、擁壁高さを低くし、また、愛知県河川管理者との協議により、地下水位が高いことから、西側の五箇村川沿いの擁壁工事箇所に鋼矢板による土留め工事を新規で追加しました。

また、埋戻し及びシート施工後の保護土として利用する予定でありました掘削土の品質が悪かったために、これらについては良質な土で施工することとし、掘削土については残土処理として処分する必要が発生いたしましたので、当該業務を新規で計上するものでございます。

変更箇所の図面につきまして、別紙資料のとおりでございますので、お目直しをお願いいたします。

なお、工事内容の変更により契約金額につきましては85,020,840円を増額し、変更後の契約金額を781,170,840円とするものでございます。

以上で議案第1号及び議案第2号の内容説明を終わらせていただきます。

○議長（鈴木 隆）

説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

まず、「議案第1号」について質疑を行います。質疑はありますか。

○9番議員（高橋和夫）

浄化センター部分の減額なのですが、消耗品費、需用費、並びに下水道使用料が減額になって
ます。原因としては、当初の処理量の差額によって出てきたものなのか、それ以外の理由で減額
になったのか説明をお願いします。

○議長（鈴木 隆）

事務局長。

○事務局長（高場智明）

浄化センター管理費の中の需用費減額の原因につきましては、平成25年3月下水道へ接続し
たことにより、平成26年度から浄化センターの運転管理を全面委託したことによりまして、従
来より適正な運転管理ができるようになりまして、その関係で使用薬剤及び電気料が減量するこ
とができたこと、このように認識いたしております。

○9番議員（高橋和夫）

処理量の関係ではないのか。

○事務局長（高場智明）

処理量自体につきましても、下水道接続前の平成23年度と接続後の平成25年度を比較しま
すと2,500トンほど処理量が減少いたしております。

○議長（鈴木 隆）

他にございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ないようですので、次に、「議案第2号」について質疑を行います。

質疑はありませんか。2番、上西議員。

○2番議員（上西正雄）

最終処分場に係る質問をさせていただきます。今回、補正を組んで、これでいよいよ終りに
なるわけでありますが、最終処分場にあっては5年前くらいから進めてきているわけですが、この
トータルとしての費用はどのくらいになったのかということをお聞かせ願いたい。それともう1
点、大きな金額が使われているわけですし、どのようなコスト削減に努力されてきたのか、この
2点を聞かせてください。以上です。

○議長（鈴木 隆）

事務局長。

○事務局長（高場智明）

最終処分場は、平成22年度から平成26年度までの5年間の事業経費でございます。総額は1,839,010,632円でございます。内、用地費でございますが、平成22年度から平成24年度までの間で用地を取得いたしておりますが、用地費といたしましては、389,068,542円でございます。次に、工事に入ります前の委託関係が、平成23年度、平成24年度に実施いたしております。この委託に関する経費が31,001,250円でございます。平成25年度から平成26年度に関しまして、実際に工事をいたしました。この工事及び施工監理の両方を併せますと1,418,940,840円で、総額は先程申し上げましたように1,839,010,632円ということでございます。

2点目のご質問でございます。コスト削減についてどのように努力したかということでございますが、これにつきましては、当初、国庫補助金を受けるために提出いたしました地域計画との比較でございますが、地域計画では委託関係につきましては73,600千円を計画いたしておりましたが、56,000千円余、約17,000千円余の減額になっております。また、工事費につきましては1,988,000千円余で考えておりましたが、これが1,393,000千円余、約590,000千円ほど減額になっております。ご質問の減額の大きな理由でございますが、これにつきましては、発注方法につきまして水処理施設と土木工事を分割して発注しております、総合評価落札方式の導入、これによるものが大きいのではないかというふうに考えておる次第でございます。以上でございます。

○議長（鈴木 隆）

他にございませんか。11番、竹内議員。

○11番議員（竹内一美）

地盤調査が行われて、支持層が非常に深い所にあったという結果で変更されましたが、当初設計は地盤調査はされてなかったのでしょうか

○議長（鈴木 隆）

事務局長。

○事務局長（高場智明）

地盤調査自体は、行っております。地盤調査で行ったボーリング調査の中では、議案第2号関係参考資料の変更概要の西側擁壁工のところ、支持層の関係で杭の長さを22メートルから35メートルに13メートルほど伸ばしております。当初、調査をした段階ではここに支持層がございました。ただ、実際に杭を打つ場所をボーリング調査いたしましたところ、支持層に脆弱な部分があるところがございます。安定感に欠けるということで実質的に杭を伸ばさざる得なかったというのが事情でございます。

○議長（鈴木 隆）

よろしいですか。11番、竹内議員。

○11番議員（竹内一美）

追加で4箇所調査をされたということですが、事前に調査された箇所は何箇所かということと、擁壁の設計が事前にあったわけですから、調査すべきボーリング箇所は事前に分かっていたのではないかとこのところでございまして、掘ってみたらやぐいところが沢山あったという結果についてどう考えているかということをお聞かせください。

○議長（鈴木 隆）

お答え願います。事務局長。

○事務局長（高場智明）

図面で、この場所をボーリング調査しましたということは、今では申し上げられませんが、通常やる場合、あるポイントを決めまして、ポイント、ポイントでボーリング調査をいたします。そこで支持層が出てきた時に1点目の支持層と2点目の支持層、この間に支持層があるという想定のもとでポイントを決めてやっておりますが、結果として杭を打つ本数は、ボーリング調査をした場所だけではございません。最初に行ったボーリング調査と次に行ったボーリング調査の間に支持層があるものとして杭を打ってまいりますので、そういう意味で試掘の段階で打ったボーリング調査ではございましたが、その間の部分につきましては、支持層がございましたが脆弱であったというのが理由でございます。以上でございます。

○議長（鈴木 隆）

よろしいですか。11番、竹内議員。

○11番議員（竹内一美）

施工の仕方をお聞かせ願いたいのですが、1本ずつ掘りながら地盤を確認して杭を打っていく、そういう施工の仕方をされたので、こういう現象、地盤の状況が分かったということになるわけですが、ボーリング調査をいくつかやって、今度施工に入った時に、これは調査の地盤と違うと、支持層はもっと下にあると分かったということは、1本ずつ地盤を掘って調査をしながら地盤を確認しながらやったということでしょうか。こういうことと理解してよろしいでしょうか。

○議長（鈴木 隆）

事務局長。

○事務局長（高場智明）

細かい技術的な部分につきましては、私ではお答えしかねる部分がございますが、形といたしましては、実際に杭を打った段階で脆弱な支持層があったということは、その支持層自体が駄目

であると。ここは短い杭でいい、こっちは長い杭でなければ駄目だということではなく、ポイント、ポイントと繋いだ段階で、上にあった支持層自体が脆弱であれば、その下の深い支持層のところまで全部打ち込むという形でございます。一つは強度が大丈夫だからこれはここで止めておきましょうというような形ではございませんので、そういうふうでご理解いただければと思います。

(「質問は2回までだ」という声あり)

その他、ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

まず、「議案第1号」について、討論を行います。討論はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ないようですので、次に、「議案第2号」について討論を行います。討論はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

それでは、まず、「議案第1号」を採決します。本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

議案第1号「平成26年度東部知多衛生組合一般会計補正予算第1号」は、原案のとおり可決することに決定しました。

続いて、「議案第2号」を採決します。本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

議案第2号「工事請負契約の変更について」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第9、議案第3号「平成27年度東部知多衛生組合一般会計予算」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を願います。

○管理者(久野孝保)

議案第3号「平成27年度東部知多衛生組合一般会計予算」の提案理由のご説明を申し上げます。

提案理由といたしましては、地方自治法第211条の規定に基づきまして、予算を調整し、議会に提出するものでございます。議案の第1条にございますように、平成27年度の予算は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,312,800千円とするものでございます。

平成27年度は、4か年の継続事業として工事着手し、平成31年度には新ごみ処理施設が供用開始できるように業務を進める、極めて重要な事業実施年度でございます。

各施設ともに年数が経過しておりますが、年間を通して安定した運転管理ができるよう効率的且つ効果的に事業全体が実施できるように歳出全般を精査しまして、予算編成をいたしております。

内容の詳細につきましては、事務局長から説明させますので、よろしくご審議のうえ、お認め賜りますようお願い申し上げます。

○事務局長（高場智明）

それでは、議案第3号「平成27年度東部知多衛生組合一般会計予算」につきましてご説明申し上げます。当初予算書3ページをご覧ください。

第2表、継続費はごみ処理施設建設事業に係ります設計施工監理業務委託及びごみ処理施設建設工事の2件の事業でございまして、平成27年度から30年度までの4年間の年割額を定めたものでございます。

第3表は、ごみ処理施設建設事業に係ります地方債で、借入限度額を18,400千円とし、起債の方法、利率及び償還の方法を定めたものでございます。

続きまして、当初予算書7ページ歳入からご説明申し上げます。

1款分担金及び負担金1目負担金は1,054,527千円、前年度と比較いたしまして177,575千円、率にいたしまして14.4パーセントの減額でございます。

この要因は、事業費に係る最終処分場建設事業の終了によるものであります。なお、構成市町のし尿、ごみ、温水プールに係る負担金の合計額は、説明欄に記載のとおりでございますが、負担率は大府市が38.6パーセント、豊明市が25.6パーセント、東浦町が23.2パーセント、阿久比町が12.6パーセントでございます。

2款使用料及び手数料1目浄化センター使用料51千円は、電柱の支線並びに自動販売機に係る土地使用料でございます。

2目クリーンセンター使用料183,003千円は、前年度と比較いたしまして7,200千円、4.1パーセントの増収見込みであります。

施設使用料183,000千円は、有料ごみの年間搬入量を、家庭系ごみが年間1,740トン、事業系ごみが年間11,040トン、トータル12,780トンと見込んでおります。有料ごみは

26年度から増加傾向に転じたため、事業系有料ごみの量を前年度予算より年間480トン増やしております。

3目温水プール使用料17,647千円の内、温水プール施設使用料は17,400千円で前年度と同額でございます。1日当たりの入場者を大人180人・子供40人、年間の開館日数を300日といたしております。

行政財産目的外使用料247千円は、電柱支線及び自動販売機7台分に係る土地使用料でございます。

3款国庫補助金1項1目1節ごみ処理施設整備費補助金8,367千円は、循環型社会形成推進交付金であります。この交付金の対象は、ごみ処理施設の建設工事に係るものでありまして、対象事業費の2分の1の補助率といたしております。

次に、8ページへまいりまして、4款財産収入1項1目財産貸付収入5,574千円は、葭野最終処分場用地等を駐車場用地として住友重機械工業に貸付する収入で前年度と同額でございます。

2項1目生産品売払収入13,896千円は、前年度対比228千円の増額であります。不燃ごみ処理施設から回収される鉄とアルミの売払い収入で、鉄の年間回収量は576トン、アルミは21.6トンを見込んでおり、売却価格といたしましては、鉄の機械選別・手選別、共にトン当たり22千円で、前年度よりトン当たり3千円の増額。アルミの機械選別は、前年度と同額のトン当たり50千円、手選別ではトン当たり90千円で前年度よりトン当たり10千円の増額でございます。鉄、アルミとも回収量が減少する試算ではございますが、売却価格の上昇を見込みまして全体として若干、増額となっております。

次に5款繰越金10,000千円は、前年度からの繰越金でございます。

6款諸収入の1項組合預金利子は50千円で、2項雑入1,285千円は、各施設の自動販売機電気使用料及び9ページの廃家電等売却代金等でございます。

7款組合債18,400千円は、ごみ処理施設建設事業債で、ごみ処理施設建設工事に係る地方債の借入れでございます。

続きまして、10ページ歳出のご説明を申し上げます。

1款議会費511千円は前年度と同額でございます。主なものは1節報酬468千円で、12名分の議員報酬でございます。

次に、2款総務費1項1目一般管理費57,612千円は、前年度と比較いたしまして1,446千円の増でございます。2節給料から4節共済費までは、庶務担当職員4名分の人件費でございます。

11ページの8節報償費235千円は、小学4年生を対象といたしました環境衛生週間のポスターの応募に係る参加賞代。13節委託料1,613千円は、パソコン機器保守委託など6件の委託料であります。説明欄の最下段、採用試験委託料106千円は、平成27年度末に定年退職する職員1名の退職補充として新規職員採用試験を実施する予定でございます。14節使用料及び賃借料2,666千円は、財務会計給与管理システム、パソコンなど長期継続契約で借上げている事務機器借上料でございます。

19節負担金、補助及び交付金16,193千円は、退職手当組合負担金及び派遣職員負担金などでございます。

12ページへまいりまして、2目財産管理費7,401千円は、前年度と比較しまして242千円の減額でございます。主なものは13節委託料6,735千円で、施設の清掃関係と設備の点検委託11件の委託事業でございますが、従来と同様に他の事業費を含めまして、複数の施設に共通する委託契約につきましては、効率性から一括入札して実施予定でございます。

次に、13ページ監査委員費118千円は、前年度と同額でございます。

3款衛生費1項1目浄化センター管理費232,454千円は、前年度と比較いたしまして15,482千円、6.2パーセントの減でございます。この主な要因は、需用費の中の消耗品費、修繕料及び工事請負費の減額でございます。2節給料から4節共済費までは、浄化センター職員2名分の人件費でございます。11節需用費79,808千円は、前年度に比べまして4,455千円の減でございます。消耗品費30,871千円は、処理薬剤と機械部品購入費で、次ページの光熱水費42,480千円は電気料等でございます。修繕料の6,310千円は、機械設備の修繕でブロワの補修など予定修繕5件と突発的な修繕料3,000千円を予定いたしております。13節委託料45,939千円は、施設の清掃関係と定期的に実施いたしております機械設備点検委託など14件で前年度に比べ729千円の減額でございます。主な事業といたしましては、説明欄の8番目の処理水槽清掃委託料3,694千円と説明欄の下から2番目、浄化センター運転管理委託料35,208千円でございます。

15ページの15節工事請負費79,350千円は、前年度に比べまして10,175千円の減でございます。除鉄・除マンガン装置ろ材取替工事始め8件の工事は施設の安定した運転のための機械設備工事で、説明欄、最下段の荷物用エレベーター補修工事は新規工事でございます。

2目クリーンセンター管理費787,733千円は、前年度と比較いたしまして23,251千円、2.9パーセントの減でございますが、この主な要因といたしましては、委託料の減額でございます。

2節給料から次の16ページの4節共済費までは、クリーンセンター職員11名分の人件費でございます。11節需用費168,150千円は、前年度に比ばまして1,391千円の減額でございます。消耗品費37,211千円は、処理薬剤と機械部品購入費で、光熱水費113,922千円は電気料と水道料でございます。修繕料10,268千円は、機械設備と重機車両の修繕など6件と、突発的な修繕料5,000千円を予定いたしてありまして、前年度に比ば575千円の増額となっております。13節委託料384,746千円は、前年度と比較いたしますと23,109千円の減でございます。この主な要因は、大東最終処分場の供用開始に伴いまして、民間処分場に処分を委ねておりました破碎不燃物の処分委託業務が必要なくなったためでございます。主な委託業務といたしましては、説明欄の1番目のクリーンセンター運転管理委託料241,920千円その他、次の前選別作業委託料25,740千円は3年の長期継続契約の2年目でございます。

次の17ページの説明欄の上から2番目、廃棄物埋立処分委託料100,512千円につきましては、衣浦港3号地と民間の処分場で埋立処分する委託料で、処分量は年間7,260トンを見込んでおります。

説明欄の下から5番目、計量受付業務委託料6,228千円は、3年の長期継続契約の2年目でございます。

15節工事請負費158,200千円ですが、前年度に比ば953千円の減額でございます。ボイラ等補修工事87,696千円は、法令に基づくボイラ性能検査のための整備及びダスト固化・計装設備の整備工事でございます。同じく法令に基づき実施をする高圧蒸気復水器等補修工事30,780千円、焼却炉の炉内耐火材の取替えを行う炉内補修工事16,740千円などは施設の安定した運転を行うための定期的補修工事で、説明欄の最下段、粗大ごみプラットホーム路盤補修工事につきましては新規の工事でございます。

次に18ページへまいりまして、3目洲崎最終処分場管理費925千円と4目大東最終処分場管理費9,000千円は、最終処分場の維持管理に要する費用で、大東最終処分場は平成27年度から約30年間、破碎不燃物を年間約800トン、埋立処分する計画で新規の維持管理費でございます。

次に19ページの2項1目温水プール管理費93,806千円は、前年度と比較いたしまして224千円、0.2パーセントの増でございます。平成26年度まで週3回、午前午後を実施いたしてありました無料のワンポイントレッスンを経費削減のために中止することにより、7節の賃金約1,650千円を減額いたしてありますが、主に、需用費の光熱水費と工事請負費により

若干増額いたしておるところでございます。2節給料から4節共済費までは、再任用職員1名の人件費でございます。

11節需用費25,609千円は、前年に比べ2,234千円の増で、この要因は、光熱水費の電気料によるものでございます。消耗品費2,029千円は、プールの水質保全や管理に必要な薬剤・機械部品の購入費でございます。

次に20ページの光熱水費20,400千円は電気料及び水道料でございます。13節委託料49,846千円は、プール管理並びに施設管理に要する13件分の委託業務で前年に比べ4,921千円の減で、この要因は、プール建物設備調査診断委託料の終了によるものでございます。主な委託業務は、説明欄の上から4番目のプール管理業務委託料39,690千円で、開館日数は300日間を予定いたしております。次のプール窓口業務委託料2,892千円は、水泳帽子・回数券の販売、高齢者利用業務をシルバー人材センターに委託するものでございます。

14節使用料及び賃借料7,100千円は、プール利用者の駐車場用地借上料、下水道使用料などでございます。

次に21ページにまいりまして、15節工事請負費は7,320千円で、前年に比べまして3,864千円の増で、この要因は、湧水ポンプ補修工事とドレン配管補修工事、2件の新規工事による増額でございます。第1種圧力容器補修工事1,242千円は、労働安全衛生法に基づく性能検査を受けるため毎年実施する工事で、デリバントファン補修工事2,101千円は、プール室内の空気を攪拌するファンを取替え整備する工事でございます。18節備品購入費380千円は、平成3年に購入いたしましたプール監視台4台の買替えでございます。

次に4款事業費1項1目ごみ処理施設建設事業費53,407千円は、前年度に比べまして22,807千円の増でございます。この要因は4か年の継続事業として実施するごみ処理施設建設事業に係る委託料と工事請負費によるもので、ごみ処理施設につきましては、平成31年度供用開始を目標に事業進捗を図るものでございます。

13節委託料16,052千円は、ごみ処理施設設計施工監理業務委託料と循環型社会形成推進地域計画策定業務委託料2件の委託業務で、設計施工監理業務委託料は、4か年継続事業の初年度となるもので、平成27年度の年割額の割合は9.4パーセント。また、地域計画策定業務委託料は、平成22年度に策定し5年が経過した計画を、平成27年度において見直しをするもので、平成28年度からの交付金申請に必要な計画書策定委託業務でございます。

次に22ページ、15節工事請負費16,735千円は、4か年の継続事業として実施するごみ処理施設建設工事費で、初年度となります27年度の年割額の割合は総額14,760,000千円の0.1パーセントでございます。

なお、この建設工事の概要は27年度予算の概要資料3ページ目に財源内訳。また、4ページには建設計画配置図を載せてございますのでお目通しを願いたいと思います。

19節負担金、補助及び交付金20,000千円は、建設事業に携わる派遣職員負担金2名分でございます。

5款公債費1目元金は50,342千円で、これは、最終処分場用地取得費及びごみ処理施設用地取得費に係る元金の償還金であります。

2目利子9,491千円は、最終処分場建設事業費、最終処分場用地取得費及びごみ処理施設用地取得費に係る利子の償還金でございます。

6款予備費10,000千円は、前年度と同額でございます。

なお、23ページ以降は、給与費明細書、継続費の調書、起債の現在高調書が添付してございますので、ご覧いただきたいと存じます。また、お手元に資料といたしまして、平成27年度当初予算の概要と市町負担金明細表並びに年度別償還表などを配付してございますのでよろしくお願い申し上げます。

以上で、議案第3号の説明を終わります。

○議長（鈴木 隆）

これより質疑に入ります。

ご質問等がございましたら、ページ数をご指摘のうえ発言をお願いいたします。質疑はありませんか。8番、田崎議員。

○8番議員（田崎守人）

先にお配りいただいた予算の概要のところから、2枚つづりのところの3ページ、中断以降のごみ処理施設建設工事の概要というのがございます。このごみ処理施設建設工事の年割額についてですが、年度ごとにばらつきがございます。年度ごとの事業内容をご教示いただくとともに、何を根拠としたのかというところを、まずお伺いしたい。

○議長（鈴木 隆）

事務局長。

○事務局長（高場智明）

まず、年割額の設定でございますが、これにつきましては、プロポーザル方式により事業者選定をするために、発注仕様書を作成する際に、昨年7月、事業者から事前に徴取いたしました参考見積設計内訳書に記されました作業工程及び事業費年割額を参考に作成いたしております。

具体的な事業内容でございますが、平成27年度は既存のクリーンセンターへのごみの搬入、搬出のための仮設道路の築造。28年度は既存管理棟等の解体撤去及び一部建設工事の開始。2

9年度から30年度にかけまして、燃焼溶融設備を始めとする機械設備工事、土木建設工事を本格的に着工し、そして平成30年度に外構工事を終えまして、完成・納品の予定となっております。以上でございます。

○議長（鈴木 隆）

8番、田崎議員。

○8番議員（田崎守人）

工事の概要の中で、年割額の中で29年度から30年度にかけて多額な事業費が支出されることとなります。国庫補助金の確保についてのお考え等をお伺いをいたします。

○議長（鈴木 隆）

事務局長。

○事務局長（高場智明）

当初予算書の3ページの第2表、継続費の表をご覧いただきたいのですが、この中の平成27年度の工事の年割額16,735千円に対しましては、同じく7ページでございますが、3款国庫補助金の欄でございます8,367千円を国庫補助金として予定しておるところでございます。本事業の特定財源の確保につきましては、国庫補助金としての循環型社会形成推進交付金及びごみ処理施設建設事業債を予定してございますが、この内、国の補助金につきましては、平成22年12月に策定をし、環境省に提出いたしております、東部知多地域循環型社会形成推進地域計画の中で、熱回収施設として補助率3分の1で国庫補助金を設定しておりましたものを、平成26年4月に交付要綱の改正に伴いまして、エネルギー回収型廃棄物処理施設として昨年11月に補助率2分の1となる事業として、変更の申請をいたしておるところでございます。なお、この補助金の交付申請には、循環型社会形成推進地域計画が必要でございますが、当組合の計画は平成23年度から27年度までの計画期間となっておりますので、平成28年度以降に補助金の交付を受けるために必要な計画であります、平成28年度から32年度の5年間を計画とする循環型社会形成推進地域計画の作成におきましても、これらの交付等の観点も含めまして、国庫補助金の確保に努めてまいりたいと考えております。このための計画策定委託料につきましても、別途予算計上させていただいておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木 隆）

その他ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ないようですので、これにて質疑を終ります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ないようですので、これにて討論を終わります。

議案第3号を採決いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。
挙手全員であります。

議案第3号「平成27年度東部知多衛生組合一般会計予算」は、原案のとおり可決することに決定しました。

以上をもちまして、定例会に付議された案件の審議は、全て終了いたしました。

ここで、管理者から閉会のご挨拶を願います。

○管理者（久野孝保）

平成27年東部知多衛生組合議会第1回定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。本日提出いたしました全議案につきましては、お認めいただきまして、厚くお礼を申し上げる次第でございます。

議員の皆様におかれましては、東部知多衛生組合の事業推進のために、一層のご指導とご協力を賜りますことを、お願い申し上げます。閉会のご挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（鈴木 隆）

これをもちまして、平成27年東部知多衛生組合議会第1回定例会を閉会いたします。

大変、ご苦労さまでございました。

(閉会)

誠に恐れ入りますが、10分間の休憩を取りまして、全員協議会を開催いたしますので、よろしくお願いい申し上げます。

この会議録は書記の校閲したものと内容の相違ないことを証するため地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

東部知多衛生組合議会議長

鈴木 隆

5番議員

平野 敬 祐

9番議員

高橋 和 夫

